

令和4年度第1回船橋市子ども・子育て会議

利用定員に関する取り扱いの見直し(予定)について

健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課

供給過剰への対応

供給過剰への対応（計画上の位置づけ）

2. 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、幼児教育・保育の無償化による影響等により、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、**特定の地域で**供給過剰となった場合または供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや**定員を引き下げること等によって供給量の適正化**を図ることを、必要に応じて検討します。

（第2期子ども・子育て支援事業計画 P123）

利用定員の見直しに関する取扱い

1 協議対象施設

定員減の協議対象となる施設は、定員減の目的が需給調整であることから、所在する地域において、保育需要（申込数）に対する十分な供給（定員数）が確保されていることにより、定員が充足しない状況が恒常的に継続しており、今後も同様の状況が継続することが見込まれる施設とし、具体的には、次の（１）及び（２）のいずれにも該当することとします。

- （１）過去２年度の利用者数の平均が、給付費の定員区分を下回っている。
- （２）直近４月において、当該施設及び周辺施設に３～５歳で待機児童が生じていない。

2 定員変更について

減少後の定員は、過去２年度の利用者数や直近４月の利用状況を踏まえ、次の（１）から（３）に沿って市と協議し、変更することとします。

- （１）減少後の定員の総数が、過去２年度の利用者数の平均を下回らないこととし、０～５歳まで持ち上がりができる定員とすること。
- （２）原則として、定員の減少は３～５歳及び０歳で行うこと。
- （３）３～５歳及び０歳の定員減のみでは実際の利用状況に即した定員区分に変更できない場合で、かつ、１・２歳の利用者数も定員が充足しない状況が恒常的に継続している場合は、１・２歳の定員減少を必要最小限の範囲で行うこと。
なおその場合も１歳の定員については、可能な限り維持または増加すること。

3 その他

- ・定員の減少は、原則として利用定員の減少とします。また、利用定員を減少した施設で、将来的に保育需要（申込数）の増加などにより、定員を超過する受入れが続く場合は、適正な定員区分へ利用定員を変更（定員増）することとします。
- ・新規開設または増築による定員増から５年未満の施設は協議の対象外とします。ただし、開設・増築当初に４・５歳児の定員が埋まらない状況が見込まれる場合、市と協議の上、開設・増築後１・２年度目に限り、４・５歳児の利用定員を認可定員から引き下げて設定できることとします。

適用開始後顕在した課題について

「利用実態に応じた利用定員の見直し」、「供給量の適正化」を図ることを目的に利用定員減少の取り扱いを制定したところですが、利用者数の2年度の平均が定員区分を下回っている状態があったから、相談と事前協議を経て、次年度の4月から減少した利用定員区分の適用となることから、期間がかかり過ぎる課題があります。

現行の取扱い (1)過去2年度の利用者数の平均が、給付費の定員区分を下回っている。

(2)直近4月において、当該施設及び周辺施設に3～5歳で待機児童が生じていない。

(例) 令和元年度 利用者平均85名/利用定員100人
 令和2年度 利用者平均83名/利用定員100人
 令和3年 手続き等
 令和4年4月～ 利用定員90人

実質3カ年経過！

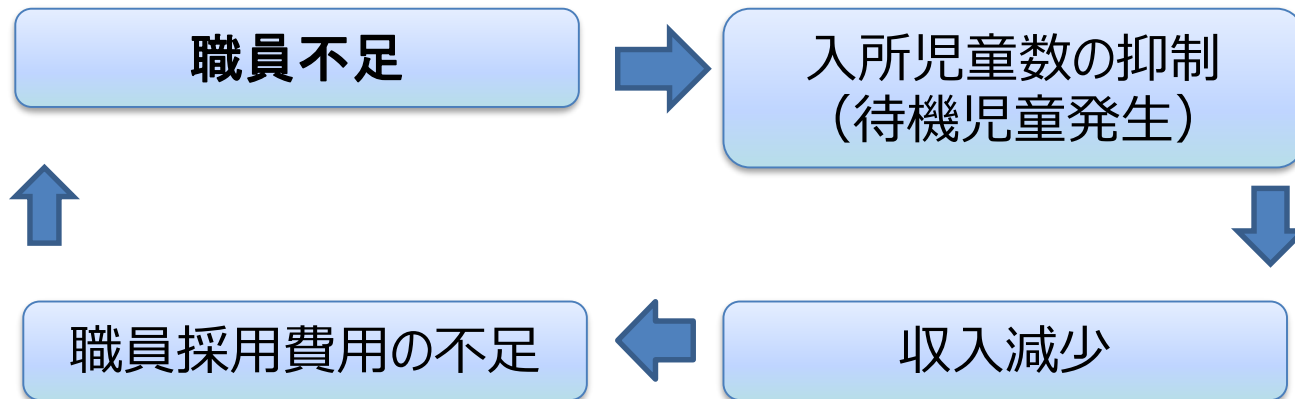
現行の取扱い(1)の運用変更(予定)について

利用定員見直しの為の期間を短縮するため、以下のように運用を変更したいと考えています。

利用者数（2・3号子ども）の平均が、給付費の定員区分を下回っている状態が過去2年度を超過することを待たずに、1年度を超えて続いていることをもって相談・協議を開始し、そのまま状況が改善しない場合、次年度の4月から減少した利用定員区分を適用する。結果として過去2年度の利用者数の平均が給付費の定員区分を下回っているという条件を満たすものとなる。

今後、引き続き対応を検討してゆく課題について①

一方、要件の(1)「過去2年度の利用者数の平均が、給付費の定員区分を下回っている」に該当するが、要件(2)「直近4月において、当該施設及び周辺施設に3～5歳で待機児童が生じていない」には該当しないため、これまでの取扱いでは協議対象とならなかった場合でも、職員不足により、定員までの児童の受入が出来ずに収入が減少し、職員の安定的な雇用に不安が生じるなどの悪循環に陥るとの相談が増加しております。



※施設に支払われる給付費は、利用定員数に応じて設定された単価（定員が多いほど単価が低い）で、実利用人数に対して算定されることから、実利用人数が利用定員数を下回ると収入減となる

今後、引き続き対応を検討してゆく課題について②

これまでの取扱いは、児童の減少に対応する定員変更を規定していたものですが、保育の質を確保するため、運営の悪循環を解消し、安定した運営のもとで、職員確保に取り組んでいただく必要があると考えます。

そのため、待機児童が発生している地域においても、利用定員を受入れるために必要な保育士数を確保できない状況が複数年にわたっている場合には、以下のような方策案を検討をしているところです。今後、細部を詰める検討を行ってまいります。

「職員不足数と対応策を示すことで、利用定員減少を認めるものとする。

ただし、待機児童の発生している地域であることから、一年ごとに対応策の取り組み状況の報告を求め、定員減少の継続の可否を見極める。」

利用定員変更協議スケジュール(案)

スケジュール		保育施設
初年度		職員不足のため受入出来ない状況あり
2年度目	4月	受入れ状況の確認
	7月～	定員について相談・事前協議
		職員採用活動(4月～11月)
		職員採用活動の結果、不足分の採用出来ず
	12月	定員について協議・変更手続き
3年度目	4月	利用定員変更適用
		※3年度目の職員採用状況により、次年度の定員減少継続の可否を判断